

平成16年6月9日
福祉局

児童相談所とカリヨン子どもセンターの協力協定締結へ

都の児童相談所では、児童虐待や、非行などへの対応力強化の一環として、これらの問題に取り組んでいるNPO・民間団体との連携・強化に努めています。

このたび、“全国初“の子どものためのシェルター「カリヨン子どもの家」を運営する「NPO（特定非営利活動法人）カリヨン子どもセンター」が設立されましたので、児童相談所と同センターとの間で協定を結び、密接に連携・協力していきます。

○ 協定の概要

◆ カリヨン子どもセンターへの一時保護委託(NPO法人では全国初！)

多人数での集団生活になじめないなど、児童相談所の一時保護所で一時保護が難しい子どもを「カリヨン子どもの家」に一時保護委託します。

◆ 児童相談所への一時保護の要請

児童福祉施設への入所などの法的対応が予想される子どもを「カリヨン子どもの家」からの要請により、児童相談所が一時保護します。

◆ 相互の情報提供・秘密保持を義務化

○協定の締結日時及び場所

日時：平成16年6月11日（金） 9時30から

場所：東京都児童相談センター（新宿区戸山3-17-1）

※ カリヨン子どもセンターは、虐待を受けたり、犯罪に巻き込まれるなどの問題を抱え、家庭に帰ることができない子どもを、弁護士の支援のもとに、子どものためのシェルター「カリヨン子どもの家」で保護することを目的として活動するNPO（特定非営利活動法人）です。

問合せ先

東京都児童相談センター事業課

電話 03-3208-1121

